

宍粟市消防審議会

会議資料

○宍粟市消防審議会委員名簿・・・・・・・・・・P 1

○宍粟市消防審議会条例・・・・・・・・・・P 2

【諮問】

(1) 宍粟市消防団制度の改正について

①消防団員報酬の見直しについて・・・・・・・・P 3～6

②退職報償金の見直しについて・・・・・・・・P 7

(2) 条例定員の見直しについて・・・・・・・・P 8

(3) 千種支団の分団再編について・・・・・・・・P 9～11

【その他】

(1) 消防団組織の再編状況について・・・・・・・・P 12～13

(2) 消防団分団・部機械交付金の見直しについて・・P 14

【参考資料】

- ・宍粟市消防団条例
- ・宍粟市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
- ・宍粟市消防団員に係る経費等に関する要綱

宍粟市消防審議会委員

No.	氏 名	備 考
1	高岡 伸彦	山崎町連合自治会 代表
2	植田 聰	一宮町連合自治会 代表
3	小林 晋八	波賀町連合自治会 代表
4	阿曾 茂夫	千種町連合自治会 代表
5	橋岡 透	西はりま消防組合宍粟消防署 署長
6	中川 裕文	宍粟防火協会 事務局
7	安原 勝則	宍粟市消防団 団長
8	松本 二郎	宍粟市消防団 副団長
9	片山 善晴	宍粟市消防団 副団長
10	春名 修恵	公募委員
11	春名 文子	公募委員

○宍粟市消防審議会条例

平成17年7月20日条例第226号

改正

平成21年3月4日条例第2号

宍粟市消防審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、宍粟市消防審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市消防機構の合理化及び消防計画に関し、必要な事項について調査及び審議する。

(審議会への諮問)

第3条 市長は、消防機構、消防計画等について重大な改革を行おうとするときは、審議会に諮問しなければならない。

2 市長は、前項の諮問をしようとするときは、あらかじめ、消防団長の意見を聴くものとする。

(委員)

第4条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、その委員は本市の区域内の公共的団体等の代表者その他知識経験を有するものうちから必要の都度、市長が委嘱又は任命する。

2 委員は当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、消防担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月4日条例第2号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

宍粟市消防団制度の改正について

総務省消防庁では、「地域防災力の要」として重要な役割を果たしている全国の消防団員が、平成30年度から毎年1万人以上減少していることを危機的な状況と考え、報酬面、活動面など処遇の改善を行うため検討会を立ち上げ、消防団を維持していくために取り組むべき事項がまとめられた。

特に報酬については、「消防団員の報酬等の基準」が策定され、それに伴い令和4年度から地方財政措置の見直しが行われた。

令和2年12月	消防団員処遇改善に関する検討会設置
令和3年4月	消防団員処遇改善に関する検討会 中間報告
令和3年4月	消防団員の報酬等の基準を策定
令和3年8月	消防団員処遇改善に関する検討会 最終報告
令和4年1月	消防団員報酬等に係る地方財政措置について（通知）
令和4年3月	消防団員の報酬等の基準の一部改正 ※課税に関する部分の見直し

●国の方針に基づく、処遇改善及び消防団活動の維持をしていくに当たり、見直しを行う市の条例

①消防団員報酬の見直し

- ・宍粟市消防団条例の改正

②5年未満の退職報奨金の見直し

- ・宍粟市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の改正

消防庁からの通知等一部抜粋

●非常備消防団員の報酬等の基準（令和3年4月制定、令和4年3月一部改正）

1. 非常勤消防団員の報酬の種類を年額報酬と出勤報酬の二種類とする。
2. 年額報酬の額は、「団員」階級の者については、年額36,500円を標準とする。
3. 出勤報酬の額は、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）に関する出勤については、1日当たり8,000円を標準とする。
4. 報酬のほか、出勤に係る費用弁償についても別途措置する。
5. 報酬等は、消防団員に対し、市町村から直接支給する。

※これらの取り組みは、令和4年4月1日から取り組むこととされている。

●消防団員の報酬等に係る地方財政措置について（令和4年1月通知）

令和4年度からの地方財政措置について、次のとおり見直しを行う

1. 年額報酬等

「団員階級」の年額報酬等に係る普通交付税措置額については、「標準額支払団員数に応じた額」が、「人口に基づく標準的な団員数に応じた額」の0.5倍～2倍の団体については、当該標準額支払団員数に応じた額とする。

「団員階級以外」の年額報酬等については、人口に基づく標準的な人員に応じた額とする。

標準額支払団員数に応じた額が人口に基づく標準的な団員数に応じた額の2倍を超える場合は、その差額を特別交付税により措置する。（措置率0.5）

2. 出勤報酬等

災害に係る出勤報酬及び費用弁償については、実績額に応じて特別交付税により措置する。

（措置率0.8）。

また、災害以外に係る出勤報酬及び費用弁償については、人口に基づく標準的な額を普通交付税により措置する。

①-1 年額報酬 (案)

● 交付税単価 (人口10万人、団員583人…)

階級	実員数	報酬単価	報酬額
団長	1	82,500	82,500
副団長	2	69,000	138,000
分団長	15	50,500	757,500
副分団長	15	45,500	682,500
部長	72	37,000	2,664,000
班長			
団員	478	36,500	17,447,000
計	583		21,771,500

※ 栄栗市の団員数で置き換えると、50,000千円の見込み

● 令和4年度の報酬支払い見込額

階級	実員数	報酬単価	報酬額
団長	1	200,000	200,000
副団長	2	160,000	320,000
支団長	4	120,000	480,000
副支団長	9	78,000	702,000
分団長	29	35,000	1,015,000
副分団長	40	20,000	800,000
部長	104	15,000	1,560,000
班長	270	12,000	3,240,000
団員	810	10,000	8,100,000
計	1269		16,417,000

①

● 令和5年度からの報酬額見直し案

階級	実員数	報酬単価	報酬額
団長	1	200,000	200,000
副団長	2	160,000	320,000
支団長	4	120,000	480,000
副支団長	9	78,000	702,000
分団長	29	46,000	1,334,000
副分団長	40	31,000	1,240,000
部長	104	26,000	2,704,000
班長	270	23,000	6,210,000
団員	810	21,000	17,010,000
計	1269		30,200,000

③

8,317,000

13,190,000

● 年額報酬見直し案の考え方

- 令和4年度から地方財政措置が見直され、消防団員の内団員の階級の報酬については、「標準額支払団員数」に応じた額が「人口に基づく標準的な団員数」に応じた額の0.5倍～2倍の団体は、標準額支払団員数に交付されることになった。
 - 標準額支払団員数 (R4.3報告済み) : ①8,100,000円 (団員の階級の報酬支払総額見込) ÷ 36,500円 = 221人
 - 標準額支払団員数に応じた額 : 221人 × 36,500円 = 8,066,500円
 - 人口に基づく標準的な団員数に応じた額 : ②17,447,000円 × 0.50489 (補正率: 人口 × 段階補正 × 密度補正) = 8,809,000円
 - 団員の階級の報酬普通交付税限度額 : 8,809,000円 × 2 = 17,618,000円 (※超えた部分は、1/2の特交措置)
- 団員の階級の報酬額については、普通交付税限度額を越えない最大値で検討した。
 - 団員の階級の普通交付税限度額を越えない最大値 : 17,618,000円 ÷ 810人 = 21,750円 = 21,000円
- 団員以外の階級については、人口に基づく標準的な団員数に応じた額により普通交付税が措置される。
 - 団員以外の階級の普通交付税見込額 : ③4,325,000円 × 0.50489 = 2,183,644円 (定額)
 - 団員の階級から上位の階級については、交付税単価よりも低い分団長の階級まで、団員の階級の増額分11,000円を上乗せする。

①-2 出勤報酬(案)

◆報酬額

● 国の標準額 災害出勤 8,000円/1日 (1日7時間45分の活動を想定)
災害出勤の標準額と均衡の取れた額
災害以外の出勤

● 中央市の案 災害出勤 8,000円/1日 (8時間未満の活動については、1,000円/1時間)
災害以外の出勤 4,000円/1日 (4時間未満の活動については、1,000円/1時間)
※出勤時間24時間までを1日とする。

※1時間未満の端数については、1時間未満に切り上げ出勤時間とする。

◆対象時間等の基準

● 基本の考え方

団本部(支団本部)からの命令のあった災害及び災害以外の出勤

● 火災出勤の場合(災害出勤)

時間: 覚知から分団、部毎の撤収命令までの時間 ※ただし、残火対応を行う分団、部はその時間を追加する。

対象: 現場到着し、活動を行った団員 ※ただし、撤収命令後に到着し、片付け等を行った団員については、分団長、部長の判断により報酬対象とすることができる。
出勤基準に基づき、詰所待機を行った分団、部については、鎮圧までの時間を基準とし、報酬を支払う。

誤報、虚報の場合も、火災出勤の基準に基づき、報酬支払い対象とする。

● 自然災害出勤の場合(災害出勤)

時間: 現場活動及び待機を行った時間
対象: 現場活動及び待機を行った団員

● 人命探索出勤の場合(災害以外の出勤)

時間: 招集を行った時間から解散までの時間
対象: 活動を行った団員

◆確認方法

● 現場での人数報告と、分団長が災害出勤報告書により、出勤した個人をとりまとめ報告する。

② 5年未満で退職した消防団員の退職報償金の一部見直しについて

退職報償金は、退職した消防団員の多年の苦勞に報いるため、市町村が支給する功勞金としての性格を持つ金銭給付である。昭和39年度に消防団員の処遇改善措置の一環として創設された。

退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職したものに、その階級及び勤務年数に応じて支給する。その額は、市町村等の条例の定めるところによる。

退職報償金の額は、市町村等が補償契約を締結している基金等が消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令第三条で支払うべきとされている額を条例で定めているところがほとんどであるが、以前から宍粟市においては、慣例で一定の幹部には、地域で選出された退団者がその任に着くとしているところがあり、その幹部への退職金を支給するため独自基準により5年未満の退職者にも退職報償金を支給してきた経緯がある。

しかし、現行条例では、5年未満で退職した全団員が退職報償金支給対象となっており、若年層の早期退職者にも支給されている状況であることから、一定の整理が必要と考える。

見直し内容： 部長以下の5年未満の退職報償金の廃止

●退職報償金（5年未満）実績一覧 ※過去5年間

		計	R4支出	R3支出	R2支出	R1支出	H30支出
部長	4年	0					
	3年	0					
	2年	0					
	1年	0					
班長	4年	2				1	1
	3年	2		1			1
	2年	0					
	1年	0					
団員	4年	6	3			2	1
	3年	27	2	2	1	6	16
	2年	8	1	1	2	2	2
	1年	3			2		1

●退職報償金参考

	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	25,000	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
副団長	20,000	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	17,500	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	12,500	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長、班長	3,500	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団員	3,000	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

(2) 条例定員の見直しについて

●条例定員

市町村の消防団の総数は、消防力の整備指針第36条において、「当該業務（火災、風水害、地震、警戒等の業務）を遂行するために、地域の実情に応じて必要な数とする。」とされている。

●定員の見直し状況

令和元年9月の条例定員の見直しを行った時には、通常の火災に対応するためのポンプの数に基づく団員数や大規模災害に対応するための団員数などを積算し、当時の実員数に近い人数で条例定員の見直しを行った。

●現状

団員の減少には、歯止めがかからない状況である。

団としては、消防団組織、活動を維持していくために、高年齢の団員の継続や新規入団についての働きかけとあわせて、人数が減少する中でも活動を維持するための組織の再編等検討・協議を進めているところである。

●今後の考え方

団員数の維持、確保については、継続的に行っていくことは変わらないが、消防団として団員減少に対応した、活動体制進めているところである

そういった状況も踏まえ、「装備や活動範囲に基づく団員数」という考え方から「現状にあわせた団員数」という考え方に切り替えさせて頂き、審議会の諮問事項である機構改革とは違う視点で、毎年4月時点の団員の状況に応じて、事務的に判断し条例定員の見直しを行うこととしたい。

●宍粟市消防団発足以降の条例定員と実員

年 度	条例定数	実員	充足率	備考
平成21年4月	2,000	1,912	96%	宍粟市消防団発足
平成22年4月		1,891	95%	
平成23年4月		1,771	89%	
平成24年4月		1,743	87%	
平成25年4月	1,800	1,694	94%	定員と実員の乖離による見直し
平成26年4月		1,646	91%	
平成27年4月		1,635	91%	
平成28年4月		1,599	89%	
平成29年4月		1,536	85%	
平成30年4月		1,483	82%	
平成31年4月		1,424	79%	定員と実員の乖離による見直し(10月改正)
令和2年4月	1,450	1,396	96%	
令和3年4月		1,345	93%	
令和4年4月		1,269	88%	

千種支団分団再編について

1. 千種支団の分団再編の経緯

平成 16 年度・・・13 分団から 6 分団に再編

平成 21 年度・・・6 分団から 5 分団に再編

平成 28 年度・・・5 分団から 4 分団に再編

・平成 28 年度の分団再編の考え方

千種管内は、中心部から南北と東に大きな谷で別れて集落があることから、機動分団が所属する第 1 分団を中心に、北に第 2 分団、東に第 3 分団、南西に第 4 分団を置き、それぞれ 40 人規模の団員により消防力を維持していくこととしていた。

2. 千種支団の現状と取組み

平成 28 年度以降も、団員の減少が続いていることから、40 歳前後で慣例的に退団していた団員に 45 歳までは勤めるよう支団から要請したことや、新入団員の勧誘について、自治会への協力を依頼する等により、団員の減少は緩やかにはなってきたものの、再編時 1 分団あたり 40 名の団員を維持していく想定からは大きく下回っている。

市内及び千種町内の今後の人口減少などを考えると、更なる団員の減少が予想され、活動を維持していくためには、早期に体制の見直しを進める必要がある。

3. 各分団、部の現状分析と今後の課題

●第 1 分団

団員数 23 名で機動分団の 2 部により構成されている。千種支団の中心となる 2 部であるが、勤務地などの状況の変化から平日日中の出動には時間を要する状況である。現在機動分団の 2 部で協力し、2 台のポンプ車の出動体制をとっている。

●第 2 分団

団員数 33 名で一般部の 3 部により構成されており、平日日中の出動体制も一定確保できている。令和 3 年度に河呂部が小型ポンプを更新したが、車両については、3 部ともに初年度登録から 20 年以上経過しており老朽化している。

小型ポンプも老朽化しているが支障があるとの報告はない。

団員数が減少傾向であることから、積極的な新入団員勧誘が必要である。

●第3分団

団員数 37 名で一般部の 2 部により構成されており、平日日中の初動体制は確保出来ている。平成 30 年に岩野辺部が車両を更新しているが、鷹巣部の車両は支団内で最も古い。(初年度登録昭和 62 年) 小型ポンプは更新後 10 年ほどで支障があるとの報告はない。

分団の団員数は減少しているが、一定数確保ができています。

●第4分団

団員数 23 名で一般部 5 部により構成されている。一部当たりの人数は 10 名を超える部がなく部毎の消防団活動の維持については深刻な状況である。

また、令和 4 年度末をもって西山部は廃部することになっている。

全ての部の車両、ポンプともに購入から長期間経過しており、早期の体制整備が必要である。

●平成 28 年度の再編時と現状の体制 ※令和 4 年 4 月 1 日時点

支団本部	分 団	部	H28 実員	R4 実員	対象自治会	
支団長 1 副支団長 2	第 1 分団 (分団長 1) (副分団長 1)	第二機動部	15	10	千草	
		第三機動部	22	13	黒土・中島	
		小計	37	23		
	第 2 分団 (分団長 1) (副分団長 1)	河呂部	14	7	河呂	
		河内部	7	12	河内	
		西河内部	19	14	西河内	
		小計	40	33		
	第 3 分団 (分団長 1) (副分団長 1)	岩野辺部	31	24	岩野辺	
		鷹巣部	16	13	鷹巣	
		小計	47	37		
	第 4 分団 (分団長 1) (副分団長 1)	奥西山部	9	3	奥西山	
		西山部	3	2	西山	
		室部	15	8	室	
		七野部	9	8	七野	
		下河野部	3	2	下河野	
		小計	39	23		
	3	8		163	116	

4. 課題解決に向けた再編の考え方

機動分団が所有する市配備のポンプ車2台を有効に活用するため、現行の4分団から南部、北部の2分団に再編し、機動分団を分割したうえで、分団内の協力体制により確実にポンプ車を主軸とした車両を出動させる体制をつくる。

また、今後の団員減少への対応として、2分団で各2部体制での消火活動を想定し、部の再編についても調整を行う。

5. まとめ

①千種支団の分団数について、4分団を2分団に再編する。

②分団の内訳は次のとおりとする。

第1分団：第二機動部・河呂部・河内部・西河内部・岩野辺部

第2分団：第三機動部・奥西山部・室部・七野部・下河野部・鷹巣部

③令和5年4月1日より2分団体制とする。

④部の再編については、分団内で検討を行うが、自治会との関係もあることから、時間を要するが、しっかりと調整し進めて行く。

●再編後の体制

支団本部	分団	部	団員数	対象自治会
支団長1 副支団長2	第1分団 (分団長1) (副分団長2)	第二機動部	11	千草
		河呂部	8	河呂
		河内部	12	河内
		西河内部	15	西河内
		岩野辺部	25	岩野辺
		小計	71	
	第2分団 (分団長1) (副分団長2)	第三機動部	14	黒土・中島
		奥西山部	3	奥西山
		室部	9	室
		七野部	8	七野
		下河野部	3	下河野
		鷹巣部	14	鷹巣
	小計	51		
3	6		122	

※団員数には、正副分団長を含む



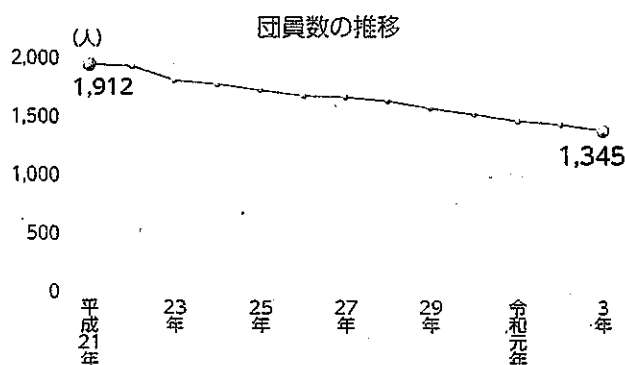
宍粟市消防団
団長 安原 勝則さん

消防団 今、改革のとき

団員の減少が進む「宍粟市消防団」が今、改革の議論を進めています。災害予防の啓発や非常時に備えた訓練、火災現場での消火活動など、本業の傍ら市民の安全を守る消防団。その現状や今後の組織のあり方を団長の安原さんに聞きました。

「消防団は今がまさに改革のとき」団長の安原勝則さんはそう話します。平成21年に旧4町の消防団が合併して誕生した宍粟市消防団。当時の団員数は県内で3番目の1912人でしたが、現在は1345人と12年間で約600人減少しました。Uターンなどで20〜30代の団員も増えているものの、40〜50代の退団者がそれを上回り、減少に歯止めがかからない状態が続きます。安原さんは「101ある消防部のうち10人以下の部が34もあり、部の存続も危うい。市外で仕事をしている団員も多く、初動が肝心な災害現場にすぐに向かうことが難しくなっている」と将来に不安を抱きながらも、団長をはじめ幹部団員の間では「自治会の消防団から地域の消防団へ」をテーマに組織の再編について議論を進めているといいます。

再編後の構想は、市内のどこで災害が発生しても、自治会の枠にとらわれず地域の団員が協力し活動できる体制をつくるというもので、地域全



体で人員不足を補い、団を維持する効果が期待されます。最後に安原さんは「今後の人口減少を考えると今取りかからないといけない。すでに一部の地域では再編に向けた取組が始まり、気運も高まっている。各自治会に根付いたルールがあるので、すぐに変えることはできないが、市民の安全を守るため団員や自治会と一緒に考えながら5年後には体制を整えたい」と思いを語りました。

消防団組織の再編状況について

宍粟市消防団では、団員減少、高年齢化が進む中、自治会に1部の消防団から、地域の消防団（複数自治会を1部で管轄）として再編し、有事の際には、確実な出動ができるよう体制の整備を進めている。

現状としては、地域の条件等の違いがあることから支団毎での再編を進めている。

●山崎支団

現状 15分団 47部 659名

再編方針

第1から第3機動分団を除く12分団について、令和7年度を目標として、1分団1部体制について協議を進めている。

第10分団（神野南地区）については、平成27年度から1部体制に再編を行った。

第12分団（蔦澤南地区）については、令和4年度から2部体制に再編を行っている。

その他の分団についても、現在再編について協議を行っている。

●一宮支団

現状 6分団 25部 334名

再編方針

分団内の機動分団、機動部を中心とした2部体制で再編調整を行っている。

第6分団（繁盛地区）については、平成28年度に既に消防団を廃部した自治会を含めて1部体制に再編を行った。

第4分団（下三方地区）については、令和3年度から2部体制に再編を行った。

その他の分団についても、現在再編について協議を行っている。

●波賀支団

現状 4分団 12部 146名

再編方針

自治会、消防団、市で再編検討会を設置し、波賀町全体をカバーし、今後も維持、継続していける消防体制について協議検討を進めている。

●千種支団

現状 4分団 12部 127名

再編方針

千種支団内には、機動分団が第1分団に集中しており、第2から第4分団は、全て一般部であるため、令和5年度から2分団体制として枠組みを変更し、機動分団をそれぞれの分団に置き、それぞれの機動分団を中心とした再編の検討を進めて行く。

②分団・部、機械交付金（案）

●見直す事項

1. 部交付金の実員割は、出勤手当相当分との考えで交付されている経緯があり、出勤報酬として切り替える。
2. 部の再編を進めると部の数は減るが、1部当たりの人数が増え、管轄自治会が多くなるが、分団・部の交付金が減額となる。
3. 部交付金については、支団により単価が異なっている。

部交付金 現行基準	山崎支団			一宮支団			波賀支団			千種支団		
	区分	基本額	実員割	区分	基本額	実員割	区分	基本額	実員割	区分	基本額	実員割
機動分団	200,000	3,000	3,000	機動分団	40,000	1,000	機動分団	40,000	1,000	機動分団	40,000	1,000
機動部	30,000	1,000	1,000	機動部	40,000	1,000	機動部	30,000	1,000			
一般部	15,000	1,000	1,000	一般部	15,000	1,000	一般部	15,000	1,000	一般部	15,000	1,000

見直し案	区分	基本額	実員割	自治会加算
	機動分団	40,000		
	機動部	30,000	0	15,000
	一般部	15,000		

(例)

区分	基本額
A機動部	30,000
B一般部	15,000
C一般部	15,000
D一般部	15,000

※4自治会を4部で管轄

※団員数は各8名

区分	基本額
E機動部	30,000

再編 →

※4自治会を1部で管轄

※団員数は32名

区分	基本額	自治会加算
E機動部	30,000	45,000

改正 →

(管轄自治会数-1) × 15,000円

分回交付金 現行基準	基本額	部割
	20,000	5,000

見直し案	基本額	自治会割
	20,000	5,000

(例)

基本額	部割額
20,000	20,000

※1分団 4部

※4自治会を管轄

基本額	部割額
20,000	5,000

※1分団 1部

※4自治会を管轄

基本額	自治会割
20,000	20,000

管轄自治会数 × 5,000円

機械交付金 現行基準	ポンプ車	普通積載車	軽積載車	小型ポンプ
	60,000	45,000	35,000	8,500

○宍粟市消防団条例

平成17年4月1日条例第176号

改正

平成18年9月26日条例第43号

平成20年12月24日条例第26号

平成25年3月26日条例第9号

平成27年3月12日条例第8号

平成28年3月14日条例第20号

令和元年9月17日条例第7号

令和元年9月17日条例第8号

宍粟市消防団条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員（以下「消防団員」という。）の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 宍粟市に消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称は、宍粟市消防団とし、その管轄区域は、市内の全域とする。

(定員)

第3条 消防団員の定員は、1,450人とする。

(任用)

第4条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が、その他の消防団員については、市長の承認を得て団長が、次の資格を有する者の中より任命する。

(1) 本市に居住し、年齢満18歳以上であること。

(2) 志操堅固及び身体強健であって団員としての品位を保持できる者

(欠格条項)

第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、消防団員となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 第9条第1項の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

2 消防団員は、前項第3号を除く各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(報酬)

第6条 消防団員には、報酬を支給する。

2 報酬の額は、別表のとおりとする。

3 報酬の支給方法は、宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年宍粟市条例第45号）の例による。

（費用弁償）

第7条 消防団員が団務のため旅行した場合は、宍粟市職員等の旅費に関する条例（平成17年宍粟市条例第53号）の規定による旅費支給の例により旅費を支給する。

（分限）

第8条 任命権者は、その任命に係る消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠くに至った場合
- (4) 第4条の規定に該当しなくなった場合

（懲戒）

第9条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒処分として戒告、停職又は免職をすることができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 消防団員としてふさわしくない非行があった場合

2 停職は、6か月以内の期間を定めて行う。

（分限、懲戒処分の手続き）

第10条 任命権者が分限処分又は懲戒処分を行うに当たっては、宍粟市消防団分限懲戒審査委員会の意見を聞かなければならない。

（服務）

第11条 消防団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し職務に従事しなければならない。

2 消防団員は、あらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。

3 消防団員であって10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、副団長、支団長又は副支団長にあつては団長に、分団長にあつては支団長に、その他の消防団員にあつては、分団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、消防団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

4 消防団員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

5 消防団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる行動を行ってはならない。

(退職)

第12条 消防団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出て、その許可を受けなければならない。

(表彰)

第13条 市長又は消防団長は、消防団員がその業務又は職務の遂行について功労が顕著であると認める場合には、これを表彰することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、山崎町消防団条例（昭和37年山崎町条例第15号）、一宮町消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例（昭和47年一宮町条例第6号）、波賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年波賀町条例第12号）又は千種町消防団条例（昭和40年千種町条例第31号）の規定により任命された団長、副団長及びその他の団員は、それぞれこの条例の相当規定により任命されたものとみなす。

附 則（平成18年9月26日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行し、平成18年6月14日から適用する。

附 則（平成20年12月24日条例第26号）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の宍粟市消防団条例の規定により任命された消防団員は、それぞれ改正後の宍粟市消防団条例の相当規定により任命されたものとみなす。

附 則（平成25年3月26日条例第9号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月12日条例第8号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月14日条例第20号）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(宍粟市防災会議条例の一部改正)

2 宍粟市防災会議条例（平成17年宍粟市条例第173号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和元年9月17日条例第7号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第3条から第5条までの規定は、公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の条例の規定に基づき行われた処分その他の行為については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年9月17日条例第8号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

区分	報酬額 (年額)
	円
団長	200,000
副団長	160,000
支団長	120,000
副支団長	78,000
分団長	35,000
副分団長	20,000
部長	15,000
班長	12,000
団員	10,000

○宍粟市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

平成17年4月1日条例第179号

改正

平成18年6月30日条例第39号

平成18年9月26日条例第43号

平成26年3月25日条例第20号

宍粟市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第25条の規定に基づき、非常勤の消防団員（以下「消防団員」という。）が退職した場合において、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することを目的とする。

(退職報償金の支給額)

第2条 退職報償金は、消防団員として勤務して退職した者にその者の勤務年数及び階級に応じて、別表に掲げる額を支給する。

(退職報償金の支給の基礎となる階級)

第3条 退職報償金の支給の基礎となる階級は、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が1年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が1年以上あるときは、規則で定める階級とする。

(勤務年数の算定)

第4条 退職報償金の算定の基礎となる勤務年数については、その者が消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

2 前項の勤務年数の計算は、消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び消防団員となった日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

第5条 消防団員が、一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しない。

(遺族の範囲)

第6条 退職報償金の支給を受けることができる消防団員の遺族は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、消防団員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で消防団員の死亡当時、主として、その収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に該当しない子及び父母

2 前項に掲げる者の退職報償金の支給を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 退職報償金を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、その人数により等分して支給するものとする。

(遺族からの排除)

第7条 次に掲げる者は、退職報償金の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 消防団員を故意に死亡させた者

(2) 消防団員の死亡前に、当該消防団員の死亡によって退職報償金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職報償金支給の制限)

第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。

(1) 禁錮(こ)以上の刑に処せられた者

(2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者

(3) 停職処分を受けたことにより退職した者

(4) 勤務成績が特に不良であった者

(5) 前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不相当と認められる者

(退職報償金支給の時期)

第9条 退職報償金は、消防団員が退職したとき支給する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の山崎町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年山崎町条例第29号)、山崎町消防団員退職報償条例(昭和38年山崎町条例第21号)、一宮町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年一宮町条例第30号)、波賀町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年波賀町条例第15号)又は千種町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年千種町条例第19号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定による未支給の退職報償金については、なお合併前の条例の規定の例による。

3 新市設置の日において、合併前の山崎町、一宮町、波賀町及び千種町の非常勤消防団員であつて、引き続き穴栗市の非常勤の消防団員に任命された者の勤務年数は、通算するものとする。

附 則(平成18年6月30日条例第39号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宍粟市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成18年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成18年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給されたこの条例による改正前の宍粟市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（平成18年9月26日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行し、平成18年6月14日から適用する。

附 則（平成26年3月25日条例第20号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宍粟市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年未満1 年につき	5年以上10 年未満	10年以上15 年未満	15年以上20 年未満	20年以上25 年未満	25年以上30 年未満	30年以上
団長	円 25,000	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000
副団長	20,000	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	17,500	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	12,500	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長及び 班長	3,500	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団員	3,000	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

○宍粟市消防団に係る経費等に関する要綱

平成18年6月22日告示第122号

改正

平成21年3月31日告示第54号

平成23年3月30日告示第35号

平成27年3月31日告示第47号

宍粟市消防団に係る経費等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宍粟市消防団の円滑なる運営を図るための管理経費等について必要な事項を定めるものとする。

(経費)

第2条 次に掲げる経費について、市長が必要と認める経費は全額市費をもって支弁する。

- (1) 宍粟市消防団の組織等に関する規則（平成21年宍粟市規則第11号。以下「規則」という。）別表第1に定める機動分団（以下「機動分団」という。）の、市が管理する詰所、器具庫及びホース乾燥塔並びに消防ポンプ自動車の維持又は管理に要する経費
- (2) 規則別表第1に定める機動部（以下「機動部」という。）の、市が配備した小型動力ポンプ付き積載車の維持又は管理に要する経費

(交付金)

第3条 交付金の種類及び額等は、次のとおりとする。

- (1) 本部交付金は、事業計画に基づき予算の範囲内で交付する。
 - (2) 活動交付金は、別表第1のとおりとする。
 - (3) 機械交付金は、別表第2のとおりとする。
2. 前項第3号の交付金は、規則別表第1に定める一般部にのみ交付するものとする。
- 3 交付金の交付は、1年度につき1回とし、その交付時期は当該年度の5月とする。

(助成金)

第4条 助成金の種類及び額等は、次のとおりとする。

- (1) ポンプ操法大会西播磨大会出場助成金として、出場が決定した部に50万円を交付するものとし、県大会並びに全国大会に出場が決定した場合は、予算の範囲内において別途助成金を交付する。
- (2) 女性消防団員活動助成金として、団本部に5万円を交付する。

(帳簿の整理)

第5条 この要綱の規定により交付金及び助成金等の交付を受けた分団及び部は、収支を明確にした帳簿を整備しておかなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(要綱の廃止)

- 2 宍粟市山崎消防団に係る経費等に関する要綱（平成17年宍粟市告示第53号）、宍粟市一宮消防団に係る経費等に関する要綱（平成17年宍粟市告示第54号）、宍粟市波賀消防団に係る経費等に関する要綱（平成17年宍粟市告示第55号）及び宍粟市千種消防団に係る経費等に関する要綱（平成17年宍粟市告示第56号）は、廃止する。

附 則（平成21年3月31日告示第54号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 活動交付金については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、当分の間、同表の規定により分団又は部を単位として算出した額が平成20年度と比較して増減があるときは、当該分団交付金又は部交付金ごとの増減額に3分の2を乗じて得た額を、それぞれ増額又は減額するものとする。

附 則（平成23年3月30日告示第35号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成23年度及び平成24年度における活動交付金の分団交付金のうち次の各号に定める分団の基本額については、この告示による改正後の宍粟市消防団に係る経費等に関する要綱別表第1の規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 一宮支団の機動分団が属する分団 1分団当たり80,000円

(2) 波賀支団の機動分団の属する分団以外の分団 1分団当たり20,000円

附 則（平成27年3月31日告示第47号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

種類	区分	金額
分団交付金	基本額	1分団当たり20,000円
	部割額	1部当たり5,000円
部交付金	基本額	
	山崎支団の機動分団	1分団当たり200,000円
	山崎支団の機動部	1部当たり30,000円
	一宮支団の機動分団の部及び機動部	1部当たり40,000円
	波賀支団の機動分団の部	1部当たり40,000円

	波賀支団の機動部	1部当たり30,000円
	千種支団の機動分団の部 上記以外の部	1部当たり40,000円 1部当たり15,000円
	団員割額（部長以下の団員数による。）	
	山崎支団の機動分団	1人当たり3,000円
	上記以外の部	1人当たり1,000円

(注) 1 山崎支団の機動分団及び第10分団については、1部で構成する1分団として扱うものとする。

2 部交付金における基本額と団員割額の合計金額が2万円未満となる場合は、別表第1の規定に関わらず、当該部の部交付金の額は2万円とする。

別表第2（第3条関係）

区分	金額
消防ポンプ自動車	1台につき60,000円
普通積載車	1台につき45,000円
軽積載車	1台につき35,000円
小型動力ポンプ	1台につき8,500円